



エイズ対策について（平成16年2月定例会）

世界が抱える最も大きな問題であり、日本でも、昨年、新たに HIV に感染した人が、過去最多の 6 2 7 人（30代以下が約7割を占める）、HIV 感染者とエイズ患者の累計では、8,649 人が報告されています。

（世界では1年間にエイズにより約300万人が死亡。新たに感染した人は約500万人にのぼる）

麻疹・結核・エイズは充分予防できる病気であるのに、先進国の中で増え続けているのは日本だけだそうです。患者が増えてからでは困る病気とわかっているのに、なぜ国は個人のプライバシー保護に配慮した10年前の通知を基に動き、同意が得られた人に限定して検査を続けているのでしょうか。

日本産科婦人科学会においては、妊婦健診時の HIV 抗体検査を推奨していますが、妊婦に限らず、医療機関において、一般の検査と同じように検査ができるよう、期待するものです。そのことが、ひいては医療従事者の安全にもつながっていくものと考えています。

私は、現在の報告数は氷山の一角ではないかとも思っております。日本の国はもっとこの問題を危機管理として考えるべきだと思います。個人のプライバシーを守ることも大事ですが、子供達の未来をエイズから守ることはもっと大事です。

若い世代を中心としたより一層の普及啓発や HIV 抗体検査の充実など、県は、今後、エイズ対策にどのように取り組まれるのかお伺いします。

【健康福祉部長答弁】

県では、きめ細かな普及啓発（性への関心が高まる10代を中心とした若年層に対する予防教育、啓発）や、保健所における相談・検査の実施、県内5カ所のエイズ治療拠点病院の確保による医療体制の充実などに取り組んできています。

また、感染の不安がある方が、早めに相談するとともに、必要に応じて検査を受けられるよう、来年度から、県内全ての保健所において、昼間だけでなく、夜間においても相談・検査を実施することにより、検査機会等の一層の拡充を図ることとしております。

なお、医療機関における検査のあり方については、今後、個人のプライバシーにも配慮しつつ、身近なところで安心して検査を受けられるよう、検討を進めてまいります。